

令和6年度三原市生活支援給付金のご案内

物価高騰対策として、令和6年度において住民税が新たに「非課税」、「均等割のみ課税」または「均等割のみ課税と非課税」となった世帯を対象に、給付金を支給します！

しんせい ふよう

本通知の対象世帯は、申請不要です。

1. 支給対象世帯

- 基準日（令和6年6月3日）時点で三原市に住民票があり、令和6年度において住民税が新たに「非課税」、「均等割のみ課税」または「均等割のみ課税と非課税」となった世帯

ただし、次の要件に該当する世帯は対象外

- ※令和5年度生活支援給付金(7万円、7万5千円、10万円)の支給対象世帯
- ※世帯全員が別世帯の親族等（住民税課税）から税法上の扶養を受けている世帯
- ※既に他自治体から同様の給付金を受給済みの世帯

2. 給付額

- 1世帯あたり

10万円

3. 給付金の振込口座

- 世帯主の公金受取口座
(国にマイナンバーとともに登録されている預貯金口座)

※次の項目に該当する場合は、手続きが必要になります。

- (1) 振込口座を変更する場合（世帯主本人名義の口座に限る）

7月8日（月）までにコールセンターへ連絡してください。
必要書類を送付しますので、記入後、返送してください。

※支給日が遅くなりますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 給付金の支給を辞退する場合

7月8日（月）までにコールセンターへ連絡してください。
必要書類を送付しますので、記入後、返送してください。

- (3) 令和6年度の住民税に係る修正申告を行った場合

世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告の者がいる場合
別の世帯の親族等（住民税課税）に扶養されている場合

7月8日（月）までにコールセンターへ連絡してください。

支給要件を満たさない場合があるため、課税状況の確認をします。